

## メーターの統合及び分散に係る 加入金の取扱いについて

給水装置の新設工事とあわせて申込者所有の既存の給水装置についてメーターの異動（取替又は引上げ）を伴う変更等の工事（増設工事，撤去工事を含む）をするとき，又は既存の複数の給水装置についてメーターの異動を伴う変更等の工事をするときの加入金の取扱いは次のとおりとする。

1 取付けるメーターの口径に対応する加入金（複数の場合はその合計）が取外すメーターの口径に対応する加入金（複数の場合はその合計）を超える場合，その差額を徴収する。

ただし，使用中中止中でメーターの引上げられている給水装置については中止前に使用していた口径のメーターが設置されていたものとみなして算定する。

2 前項の取扱いは，当該給水装置工事申込書が同時に提出される場合のみを対象とする。

ただし，管理者が特別の理由があると認めたときは別途取扱いを定める。

3 給水装置ごとの加入金既得権は，当該給水装置工事施工後のメーター口径に対応し，給水装置撤去工事により消滅する。